

議案第126号

備前市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会条例の制定について

備前市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会条例を次のとおり制定する。

令和元年11月27日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定に関し、幅広い観点から検討するため、備前市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関する事項その他委員会において必要と認める事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

都市計画審議会委員	日額	6,500
-----------	----	-------

」 を

「

都市計画審議会委員	日額	6,500
都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会委員	日額	6,500

」 に改める。